

京都市上下水道局告示第54号

平成31年4月1日付で、公印の用途を次のように変更します。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

名称	項目	旧	新
東部営業所 証明等専用 管理者公印	用途	東部営業所所掌に属する納付証明書 の発行及び所属職員の交通 用具の駐車に許可に係る事務	東部営業所所掌に属する水道料 金等の徴収に伴う各種調査、納付 証明書の発行及び所属職員の交 通用具の駐車に許可に係る事務
北部営業所 証明等専用 管理者公印	用途	北部営業所所掌に属する納付証 明書の発行及び所属職員の交通 用具の駐車に許可に係る事務	北部営業所所掌に属する水道料 金等の徴収に伴う各種調査、納付 証明書の発行及び所属職員の交 通用具の駐車に許可に係る事務
西部営業所 証明等専用 管理者公印	用途	西部営業所所掌に属する納付証 明書の発行及び所属職員の交通 用具の駐車に許可に係る事務	西部営業所所掌に属する水道料 金等の徴収に伴う各種調査、納付 証明書の発行及び所属職員の交 通用具の駐車に許可に係る事務
南部営業所 証明等専用 管理者公印	用途	南部営業所所掌に属する納付証 明書の発行及び所属職員の交通 用具の駐車に許可に係る事務	南部営業所所掌に属する水道料 金等の徴収に伴う各種調査、納付 証明書の発行及び所属職員の交 通用具の駐車に許可に係る事務

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)